

長 　 　 　 企 　 　 号  
令和 6年 8月 22日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道長万部町長 木幡 正志

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和6年7月23日付け環境第473号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 意見照会対象図書

（仮称）長万部風力発電事業 環境影響評価方法書

2. 意見

- （1）騒音及び超低周波音による生活環境への影響については不確実性があること、事業実施区域周辺には住宅や営農作業のための畑等があることから、適切な風車配置や機種選定などにより、可能な限り影響の低減を図ると共に、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。
- （2）国有林・民有林内において、立木の伐採や土地の形質変更などを行う場合は、森林法に基づく手続きを行うこと。また、伐採を行う場合であっても必要最低限に留め、生態系への影響を最小限とすること。
- （3）河川及びその周辺での開発行為による濁水や土砂の流入などに係る環境保全措置について、近年増加している局所的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。
- （4）水源及びその周辺の地下水脈に影響を及ぼさないよう、最大限配慮するとともに、その検討、経緯を準備書に記載すること。
- （5）希少動植物の存在の可能性があることから、十分な調査を行い保護に努めること。また、ヒグマ、エゾシカ等の大型ほ乳類も生息していると想定され、事業の影響による生息域・行動範囲の変化や動経路の阻害等への影響について、専門家等からの助言を得ながら、適切な調査予測及び評価を実施すること。
- （6）近年の激甚型自然災害への影響回避を図るために、気象レーダーへの影響を十分調査すること。
- （7）地域住民および関係団体等に対して、事業計画やその環境影響に関して、具体的かつ丁寧に説明し、合意形成を図ること。

（まちづくり推進課）

環境生活部環境局環境政策課  
- 6. 8. 26 収受  
第 331 号